

7 高病原性鳥インフルエンザ対策について

令和2年度は、全国的に高病原性鳥インフルエンザが猛威を振るい、千葉県でも、採卵鶏等約 458 万羽を殺処分するなど、これまでで最大の被害となった。特に、最新の設備・技術を導入した大規模農場で立て続けに発生した。

この対応にあたっては、防疫作業が都道府県の法定受託事務であり、国の防疫指針で都道府県が主となり取組むよう示されているため、千葉県職員を最大限動員して対応したが、大規模農場での発生や、複数農場で連続的に発生したため、自衛隊や他の都道府県など多数の機関からの応援を得て、必要な人員を確保したところである。しかし、国・都道府県・市町村等の役割分担が不明確であることから、一体的な連携に支障をきたした。また、防疫資材についても、大規模・連続的な発生により備蓄している量では不足し、迅速に不足分を補う仕組みがないことから、防疫活動に遅れが生じた。

今後も、想定を超える規模の高病原性鳥インフルエンザが同時多発的に毎年発生する恐れがあることから、発生原因を踏まえた的確な予防対策の実施や、発生時の迅速な防疫措置の実施のため、下記事項を要望する。

- 1 最新の設備・技術を導入したウィンドレス畜舎においても家畜伝染病が発生する原因と感染経路の究明を国主導で早急に行うこと。
- 2 大規模農場において全ての鶏の殺処分を行う場合には、多大な労力を要するほか、施設の全面的な経営再開にも長期間を要するため、高病原性鳥インフルエンザ発生時において、施設や飼養管理状況を勘案し、殺処分の対象範囲を限定することについて検討すること。

- 3 殺処分などの防疫措置の実施に係る役割については、国の防疫指針で都道府県が主となり取組むよう示されているが、大規模農場での発生時に迅速に防疫活動を行うためには、応援体制の構築が必要である。このため、国・都道府県・市町村・養鶏業団体等の役割分担及び責務の範囲を明確にすること。
- 4 家畜伝染病が広域的、または大規模で発生した場合、調達が困難になる防疫資材（炭酸ガス・ペール）を都道府県が円滑に調達できるよう、国において、業界団体の窓口の一本化など円滑な資材調達の仕組みを構築すること。
- 5 防疫措置に必要な人員を迅速に確保できるよう、国において委託可能な民間業者のリストアップを行い、各都道府県において民間業者の広域的な活用が可能となる体制を確立すること。
- 6 防疫措置に係る県・市町村職員の時間外勤務手当等について、財政支援を拡充すること。
- 7 高病原性鳥インフルエンザの発生時においては、移動・搬出制限により、種鶏場からヒナなどの供給が止まった養鶏農家、また鶏卵の流通に携わる業者等の関連事業者にも、多額の損失が生じるため、これらの者に対する経営継続に向けた財政支援の充実を図ること。